

裏面白紙

丙
九
六
七
五

立案	昭和	年	月	日
決裁	昭和	年	月	日
爵位課長				

宗秩寮總裁

宮内事務官

陸軍司政官石山隆叙位ノ件

昭和九年六月三日裁可
五月十二日達
臺帳記入
六月十三日官報報告済



陸軍司政官石山隆敏位ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十九年六月三日

内閣總理大臣東條英機



内

閣

陸位第五五號

案起

昭和十九年六月一日

裁可昭和十九年六月三日施行
決定昭和十九年六月三日

昭和十九年六月三日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

陸軍司政官石山隆敘位ノ件

五月十二日付

本件ハ日付廻及ノ死亡者ニ付時ニ
五月十二日付ヲ以テ敘位發令方
取計ハレ度
内閣

裏面白紙

陸位第五五號

案起

昭和十九年六月一日

決定昭和十九年六月三日施行

昭和十九年六月三日施行

昭和十九年六月三日施行

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

陸軍司政官石山隆敏位、件

五月十二日付

内閣

陸軍司政官石山隆敏位、件
昭和十九年六月三日施行
内閣書記官長

内閣 五位 五五五 就

叙從七位

昭和十九年五月十二日
高等官 七等

陸軍司政官

石山 隆

右文武官叙位進階内則第二條ニ依リ
謹テ奏ス

昭和十九年五月 日

陸軍大臣 東條英機

陸軍大臣 東條英機
陸軍大臣 東條英機

陸 軍

裏面白紙

陸位第五八七號

敘位、仵進達

昭和十九年五月 日

陸軍大臣東條英機

内閣總理大臣東條英機殿

陸軍司政官 石山 隆 敘位、件

右進達ス

追テ右ハ任官上奏中ノ者ニ付任官ノ上ハ特ニ
同日附敘位セラルル様取計相成度

陸軍



19.5.31 付受

二號算紙

陸軍司政官 石山 隆

右五月十一日附_テ以_テ氣經相成假_ニ付此_テ方_ノ及_テ傳_テ障_ニ付

昭和十九年六月一日

路公英

陸軍大臣東條英機殿

癸丑上元周

陸位 五八七

宮内省

2000

~~John H. H. H. H. H.~~

萬曆九年十月

卷之五

胎十子疎水血

1. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$

戊戌年十二月廿二日

$$1 - \frac{1}{n} + \frac{1}{n} \log n \approx \log n$$

五三

丙發第二十三